

# あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの 施術を受ける皆様へ

**医師以外の方があん摩マッサージ指圧、はり、  
きゅうを業として行うためには、国家資格  
(免許) が必要です。**

無免許でこれらの行為を業として行ったものは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により処罰の対象になります。

現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。

これらの中には、国家資格制度がないものもあります。

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容をご理解いただき、免許所有者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

## 熊本市国民健康保険にご加入の方へお知らせ(後期高齢者の方も含みます)

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術については、医師の同意(同意書)が必要となる保険適用の施術とは別に、あんま・はり・きゅう施術の助成制度があります。※1回あたり1,000円助成(年間45回)、施術者指定あり。助成制度でご不明な点がありましたら下記の国保年金課までおたずねください。



【 お問い合わせはこちらまで 】

- 資格に関すること  
熊本市 医療政策課 (電話 096-364-3186)
- 国民健康保険・あんまはりきゅう助成に関すること  
熊本市 国保年金課 (電話 096-328-2290)